



反対論を聞くのは実に意外と思うのであります。名前を申上げるのはどうかと思ひますから差控えますが、国立大学の某々学長、某々教授のかた、この二法案に關して新聞雑誌の上で、或いはラヂオで、或いは反対運動の集會の席上において、堂々と反対の演説をなしておられるのであります。

そうして政府の考え方を攻撃し、本法案のよろしくないということを言つておられるのであります。併しながらこれらの国立大学の某々学長や或いは某々教授というものは決して国家公務員法上の違反とはなつておられないのであります。なつておられないから堂々と議論をしておられるのであります。この教育公務員特例法中改正法律案は地方公務員であるところの公立学校の職員に對してこの公開の席上で堂々と政府攻撃をしておられる、その国立学校の先生と同じ地位に置かしめようというのに過ぎないのであります。これを以て教員を萎縮せしめ、無氣力な子供を養成することになるのだというやうな反対理論は全然私了解できません。而もこれ事実を誣めるのではないかと思ふのであります。

次に義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案について私の考えを申し上げます、私は本法案につきましても賛成でありますから、その賛成の理由を申上げるのであります。

学生、生徒、児童に對しまして特定の政党を支持させ或いは反対させるための教育を行うことにつきましてこれを許すことができないと考へることは、これは恐らく何人も御異存のないところであらうと存じます。学生、生

徒、児童に對して学校の教員が特定の政党を支持させ又はこれに反対させるための教育を行うことがよろしくないといふことは、その次に今度は学校の教員に對して特定の政党を支持させ或いは反対させるための教育を行へと教唆、扇動することを許すことができないことはこれも又當然の結論だと思ひます。併しながら新たにこれを取り

締り、或いはこれを処罰する立法をする場合におきましては、ただよろしくないからこれを取締る。これを処罰するのだというのでは、本當は考へなければならぬ問題がそこから起つて来る虞れがあります。従つてこれを取締り

これを処罰せんとする場合におきましては、必要やむを得ざる限度において最小限度においてこれを取締り、これを処罰するということに考慮を払わなければならぬのであります。本法案に

特定政党の政治的勢力の伸長又は減退に資するの目的をもつて特定の政党を支持させ、或いはこれに反対させるための教育を、義務教育諸学校に勤務する教員に對し、学校教育職員団体の組織並びに活動を利用して教唆、扇動する場

合にのみ限つて処罰の対象としたておるのであります。その最小限度必要なる範囲という点に、この点を求めましたことについては、私は大体妥当であると考えます。義務教育諸学校に通学

しておられます生徒、児童は、改めて只今申上げるまでもなく年少であつて、心身未成熟の理由から法律上の能力を制限されておるものであります。この者たちがこの政治意識におい

ても十分判断し得る年齢に達しておらんのでありますから、これに對して学校の教員が若し特定の政党を支持さ

せ、或いはこれに反対させるための教育を行なつたならば、恐るべき結果を來たすといふことはこれも又恐らく問題のないところであります。若しこういうことが行われざるならば、学校を卒業する前にすでに或る一定の政治的予断を以て社会に入るわけであるし、そういうやりかたの許すことのできないことは當然であります。

学校教育においては良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えなければなりません。それ以上の一党一派に偏したる教育をなすべきものではな

いのであります。殊に義務教育諸学校における生徒、児童につきましましては、それに及ばず影響は非常に大きいのであります。これに反して上級の学校に參りますならば

選挙権を持つておるものもある。こういうものに対して先生がどう言おうか、どう言おうか、場合によつては反撥する

くらしいのものであり、先生が、教員がそういう行為を学校において行うことを許すことのできないことは教育基

本法その他において明らかになつておりますが、併しその学校の、上級学校の教員に對して教唆、扇動するもの

までを取締るだけの必要はないと思ひます。本法案はその点を考慮して義務教育諸学校における教員に對する教唆、扇動のみに限つておることは相

と思ひまして、その点については私異存はありません。

義務教育諸学校に勤務しておる職員は年令におきましても學歷におきましても、他の上級の学校の教員と比較いたしますれば比較的若い人が多いのであります。そうしてそれと同時に何とかして自分の學力を向上させたい、どうかして修養を積みたいという研究心に燃えてゐることは昔から今日に至るまで一番強いのであります。従つて義務教育諸学校に勤務しております教員のかたは、あらゆる機会を利用して、講演會であつても、講習會であつても、研究會であつても、成るべく自分の修養を積みたい、自分の學力を向上させる機会を得たいと常に熱心に思つておられるのであります。そのうちでも講演會、講習會或いは研究會というやうなもの、学校の職員団体の主催しております場合には、なお更喜んでそれに參加いたします。その機会を利用して不適当な考え方をその教員のかたに對して話込もうとする

ことは、これは何も今に始まつたことではない。昔からそういうのは、たまにやほりあるものであります。そういう機会を捉へることは以前からあつた話であります。私、新聞で拝見いたしましたので、若し事實に相違して取り消すつもりであれば無論御指摘を受けて取消すつもりであります。或る教員の集まつておられる大會において、或る大学の教授は、この教育二法案に反対するたために、若し監獄に入れられるやうなことがあつても、日本には五十万人のを入れたる監獄はないのだから、安心して反対しろとか何とかいう新聞記事を見ることがあります。いわ

ゆる進歩主義者と唱えられるかたのうちには、こういう考えられざる発言がどうもあるのであります。繰返して申しますが、私はこれを新聞で拝見したのでありますから、若し事實に相違してありますれば、無論取消すつもりであります。この学校の職員団体のうちで最も有力なるは、小林さんとは前からの知合いで何でありますが、お許しを願ひたいと思ひます。日本教職員組合であります。日本教職員組合は申すまでもなく地方公務員法上の単位職員団体を基礎としてでき上つておる連合体であります。その単位職員団体

といふのはどういふものであるかと申しますれば、給与、勤務時間、その他勤務条件の維持改善に關しまして、当局と交渉することを目的として認められたる団体であります。昔から教員殊に義務教育關係の学校の教員といふものは、待遇も比較的悪く、恵まれざる地位にあつたのでありますから、その地位を向上させるために団体を作つて勤務条件の維持向上を図るというそのやり方につきましましては、私は満腔の賛成をいたすものであります。そういう組合がますます、強力ならんことを希望いたしておるのであります。併し

ながらこの単位職員団体の連合体である日本教職員組合は、その単位職員団体が、全部の教員がこれに加入し、そうして又たとえ組合のやり方に不満の人があつても、脱退することのできない状態になつておるのであります。何となれば脱退は無條件上は差支えないのであります。若しこれを脱退いたしますと、自分の勤務条件の維持、改善に關しまして主張す

る機会がなくなる、発言権がなくなる、無論公務員法上におきましては、一人であつても交渉することはできるのであります、それはもうただ理窟であつて、事実そんなことで目的が達成されるはずはありません。要するに団体の力を借りなければというところは実行ができない、実行ができないから労働組合でも地方公務員法上の職員組合でも、団体の力を認めて、団体の力を法律がこれを保障いたしておるわけでありまして。従つて教員は、事実上その職員団体を脱退することができない状態になつておるのであります。従つて日本教職員組合の結束力、統制力というものは非常に強いのであります。その一例は、本年三月十四日でありまして、いわゆる振替授業というものが行われて世人を驚倒せしめたのであります。これが日本教職員組合の指令によつて行われたことは、まさか嘘ではないと思ひます。新聞の報ずるところによりまして、これをその通り実行したのは五割であるとか六割であるとか七割であるとか八割であるとか、新聞によつていろ／＼区々であります、併しそういうことは恐らく問題ではない。一割でも二割でも本部の指令に従つて振替授業が行われたというそのことが驚くべき事実だと私は考えるのであります。今日学校を休んで、明日学校の授業をするということ、その学校の校長さんがおきめになるのなら、これは納得できます。或いは校長を監督する教育委員会がこれをなさるのならこれも又よくわかる。そういう点について何らの権限もない教職員組合の指令によつてそういうことが一割であつても二割であつても、行

われるというものは、これは本心に驚くべき事実であり、同時に又その結束力、その統制力というものが如何に大であるかというのを証明する一つの証左となるのであります。私はこの点についてまだ多少意見もありません、併し私が申し上げようというのは振替授業の当否ではなくして、その振替授業を実行するに至らしむるところの日本教職員組合の力が如何に大きいものであるかというのを申し上げたいのであります。そうしてこの日本教職員組合は、前に申しました通り単位職員団体の連合体ではあります、人によつてはすでに政治的団体であると申してある人もあります。私は、現在政治的団体であるとは申しません。若し政治的団体であるならば、日教組の仮に専任員であるにせよ、教員がその団体の幹部にあるということは法律上許されておられません。従つて、私は政治的団体であるとは考えませんけれども、併し政治的団体に姿を現しつゝある状態にあるということは申し上げて決して過言ではないと思ひます。およそ政治というものは、少し僭越なことを申すようでありまして、例えばイギリスで保守党と自由党とが対立しておつたことは、私らの青年時代の事柄であります。あとで労働党というものができますと、その中間派である自由党といふものは、いつのまにか影をひそめてしまつた。現在二人いるのか三人いるのですか私はよく知りませんけれども、まあイギリスは保守党と労働党との政争の争いとなつておるのであります。日本はどうであるかと申しますと、これは私など申上げるのは却つて僭越でありますから申し上げますが、

政治というものは、どうしても右か左か、どつちかに走るものであります。私何も右がよくて左が悪いなど決して申上げておるわけではない。ただ左に組み入る人は右が悪い。右に組み入る人は左が悪い。右に属する人の子弟が、左に属するその仮に学校へでも通わせなければならぬやないやない状態になつたら困るじやないかと思ひます。これが若し大学の学生でもありますならば、もう大きいから、俺のおやぢが何と言つても、俺はあの学校に行くんだというところもあり得るでしょう。若し相談を受けられれば、俺はあの大学のほうがいい、あの大学は余りにこういう考え方を持つておる人がたくさんあり過ぎるから、お前はあつちのほうがいいだろうというやうな相談相手にはなるつもりでありますけれども、これが義務教育の諸学校であつては、自分の子供に対して学校を選定する自由といふものは全然ないのであります。嫌でも何でも地方庁から指定された学校に自分の子弟を送らなくてはならないのであります。私はこういう点を考へて、政治的行為の制限を受けるのは、人間として辛いことであることは申すまでもない話であります。併し、小さい可愛い子供といふものを考へて、自分が教員という職務をとつた以上、このくらの行為の制限を受けても我慢しようじやないかという考へになつて頂きたいやうな気がいつぱいするのであります。本法案が、この二つの法案が、私の希望を全部充ててくれているとか私思ひません。併しながら、私の考え方と大体似たやうな傾向に行つておりますために、この二法案に対して私は賛成をいたしたのであ

ります。終ります。

○委員長(川村松助君) 次に小林先生にお願ひいたします。

○公述人(小林武君) 二つの法案のうちの中立維持に関する法案から申上げますと、この法案は教育基本法八条を守るために、新たに刑罰を盛つておるの法律を作らなければならぬやないやうな法律であります。又これに反対する側の意見は、教育基本法八条を守るために、そのような法律は、却つて害がある法律は要らないと、現在ある行政罰のあれでよろしいと、こういう意見の二つに分れておるわけでありまして。私はこの二つの意見のうちの刑罰を以てやるといふ今度の法律は要らないやない立場であります。こういうまあ反対する者も賛成する者も、どちらも教育基本法八条を守るといふのが主眼でございます。これは同じ目的を持つておるわけですね。八条を守るといふことは、私はこれは教育基本法を守るといふ立場であると思つております。こういう同じ立場でありますけれども、そういう全然違つた二つの意見があるわけでありまして。必要とお考へのかたの言分は、偏向教育が各地において行われておるということが一つ、日教組が計画的にこれを指導しているといふところにあるようでございます。で、提案された側も、その事実の例として、二十四の事例を挙げられたことについては、御承知の通りでございます。その一部分が本委員会において、証人を呼ばれて、いろ／＼御調査をされたわけでございますが、その点について私はこれこれ申上げる気持はございません。併しこのやうな提案者の側

の御意見であると、私は今まで、ここまで来たあれから言つて、そこに一つこれに反対する意見があるわけでありまして。それを申上げたいと思ひます。

先ほどから申上げますやうに、教育基本法八条を守ること、それから教育基本法を守ること、約めて言えば日本の教育を立派にする、こういうことだと思ひます。このためには法律は要るのか要らないのかといふこと、まあこういうことになるわけでありまして、私は仮に要るといふ人の立場をとつてみれば、この基本法八条を守るために、先ず今度の法律によれば、警察官が、警察署が先ずこれを判断する、その次にこれが警察官の検事によつて判断される。そこで起訴されるかどうかという問題がきます。そこからは裁判所に今度行く、そういうことによつて、この日本の教育が果して中立性を維持しているかどうかといふことをきめたほうがいいのかといふことであります。私はこういうこの警察官、検察官、裁判所と行くやうな系統から言へば、本心に日本の教育を立派にするといふ目的は達せられない、威嚇するといふのであれば私は又別だと思つております。でありますから、私は若し提案者の側の御意見が日本の教育を立派にする、こういう御意見であるならば、このやうな方法はまずいといふやうに、予防の法案でございまして、事実が起るから起らないかといふことの前からこれを警戒してないければならぬといふことから、もう日本の教育に今のような三つの立場から常に警戒の目が光らされておる、私はこ

のようなやり方は、まずいと思つてお  
ります。

それでは私はどのようにしたらいい  
かというのを考えますという、私は  
やはり教師をやつておつたので、な  
んといつても教育というもののいろ  
ろなそういう中立を違反しているの  
か、或いは児童に与えているものが適  
当であるのかないのか、或いは教育上  
のいろんな技術とか、そういうような  
ものは、自由な教育の、自由というも  
のを与えられた立場において十分討論  
されて、論議されて、そういう過程に  
よつてきめられたほうがよろしいのだ  
と、こう思つております。そうしてこ  
そ初めて教育というものが子供の幸福  
のためになり、立派な教育に育つて行  
くものだと思つてゐるわけです。

例えば私は山口日記の事件を例にと  
つて見ますと、山口日記というのは大  
分問題になりまして、お前は山口日記  
をどう思うかというようなことを私  
よつと尋ねられたとすると、この  
頃はうっかりいいとか悪いとかいう  
ことを一口で言うということになる  
と大問題になつてしまふ。さてそれを述  
べるということになると本腰を据え  
て、これはこのような経過でこのよう  
になつてというのをなが／＼と言わ  
ないといふと、なか／＼山口日記につ  
いての十分な意見が出て来ない。そう  
しないといふと或る人に迷惑をかけた  
り或いは生硬な判断では相手方に受取  
れなかつたりするようになって来るの  
であります。これはどうしたわけであ  
るかといふことを先ず考へて見れば、  
これは必要以上に初めの取扱い方が悪  
かつたといふことであります。山口日  
記といふあの日記はこゝでも証人が申

されたと思ひますが、あれは教材では  
ございませぬ。一般市販のものでござ  
いますから、店頭に売つてゐる日記と  
いふようなものと同じものでしょう。

併し私はそうではあるけれども、これ  
は教員組合というものが編集してゐ  
るものであれば、市販でやつてゐるもの  
とは違つた責任が、少くとも教師の良心  
といふものがこの中になければならな  
いと思つております。そういう建前か  
らいたしまして、あれに若し好ましく  
ないところがあったとしたならば、私  
はやる方法は幾らでもあると思ひま  
す。ところがどう判断されたのか、生  
徒が持つてゐる物を取上げるとか、或  
いはそれを編集したものか或る特定の  
政党の支持者であるとか、或いはこれ  
は容共的な分子であるとか、或いはこ  
れになつて、だん／＼それが拙まつて今  
度の法案を直接出すところの原因にま  
でなつて行つた、こういうやり方にい  
たしますといふと、もう先ほど私が申  
上げました通り、この問題に触れるも  
のはうっかりものが言われぬといふ  
ことになるわけでありまして、併しこ  
れは私にそうでなく、たとえこれが市販  
に出された物であつて、買うものと買  
わないものがあつて結構である。そう  
いふものとしてやつたにしても組合と  
いふようなものがやつたのであるなら  
ば、責任はあるのでございませぬから、  
その内容上王合が悪かつたらどがい  
いか悪い、一つも子供に与えるもの  
として欠点がないといふようなことの  
研究的な態度で行けば、私はこの問題  
はそれほどこじれて行かなかつたと思  
うわけでありまして、私もあの日記の中  
にある梓の中に入つた一カ所か二カ所  
のことについては肯定できないところ

もございませぬ。例えば朝鮮が南から攻  
めて来たとか、北から攻めて来たとか、  
私はこれは軽々に判断できないと思  
ひます。そういうようなことはやはり  
子供を對象として考へる、又その出  
所がどこからとつたにいたしまして  
も、読む者がそれはどこから出た文章  
であるかどうかといふことも判断もで  
きないものでありますから、やはりそ  
ういふ点については読む者が、受取る  
者が過ちのない受取り方のできるよう  
なことを考へなくては行けない。そう  
いふ点で私はまだ／＼考慮の余地があ  
る、研究の余地があると思ひます。併  
しながらこれを以て先ほど私が言つた  
ように、この法案が出されなければなら  
ぬといふこと、断言して、そうして若  
しこれを取扱つた者が、それはあつた  
かどうかわかりませんが、取扱つた者  
が、取扱つたといふのは、これに関係  
した者が直そうと思つても、うっかり  
その箇所が悪かつたとしても言おうもの  
なら、直ちに悪いことが肯定された形  
において、その者が九で日本で教員も  
何もやれないやうなところに追い込む  
やうな状況にまで持つて行けば、これ  
もはう純粋な教育の立場から改良しよ  
うなどという考へ方は生れて来ないの  
でございませぬ。私はそういう意味で  
も、あのような問題でも取締るとか何  
とかいふ観点でなく、教育の自由な立  
場における討論の上で研究が十分積ま  
れて、そうしてその対象になる子供に  
与えるものとして好ましいか好ましく  
ないかといふやうなことになるなら  
ば、私はこの騒ぎを起したよりもむしろ  
結論的にはいい結果を導き出し、考  
え出し得たと思ひます。そういう点私

は先ずこの法案の持つてゐる刑罰を以  
てやつて行くといふやり方には反対を  
したいのです。

それから私は教育基本法を守らうと  
いう立場、八条を守らうという立場で  
あるならば、私は教師の立場から一  
戦後の日本の教育は、教育基本法に盛  
られてゐる教育といふものは、教師に  
何を期待してゐるのかといふことを一  
つ考へて頂きたいのです。戦前の教育  
といふものの、教育勅諭といふものに盛  
られたあの形から、教育基本法とい  
うものに盛られた形といふものが全然違  
うのであります。これは教育基本法の  
前文に明瞭に書かれておるわけであり  
ます。こういうこの教育基本法の本当  
の精神を活かすといふことは、先ず私  
教師に期待されなければならぬと思  
うのです。そうするならば、その期待  
される教師は一体どういふ立場にお  
いてこれを本当に日常教育活動の上に具  
現するかと申しますと、私は最も自主  
的な教師の立場において、教育の自由と  
いふものが許された中において、自分  
の教育的良心に従つてやるといふこと  
が一番この教育基本法の精神が活かさ  
れるものだと思うのです。そういう立  
場においてこそ、教師は又国民に教育  
者としての責任をとることができると  
であります。若しここに刑罰を以てお  
前のあれを監視してやるぞといふよう  
なことであるならば、私は萎縮してし  
まつて、本当に教育基本法の精神、真  
理を愛し、平和を愛し、そうして自主  
的な精神を持つた子供が、青年ができ  
るはずがないと思ひます。こういう  
点、私は刑罰を以てやるというこの法  
案は、根本的において新教育といふも  
のの精神破壊するものである、破壊

する傾向を多分に持つたものであると  
いふふうに考へまして反対をいたした  
のでございませぬ。

又私は一人の教師としては是非お願い  
したいのです。先ほど申しましたよう  
に、私も国民に對し教師としての  
責任を感じてゐるわけでありませぬ。又  
責任を負わされてゐるわけでありま  
す。その責任を果すことを我々は誓つ  
てゐるのであります。そのときにお  
いて、私も将来その責任を問われ  
るときにおいて本当に教師の自主的な  
立場において教師の良心に従つてや  
つた行動にだけ責任を負つてもらいた  
いと思ふのです。何かものに怯え、一  
つの力に左右されて、そうして心な  
らずもやつたやうなことに最後に責任を  
持つて来られるやうなことは私は勘弁  
して頂きたいのです。そういう馬鹿な  
ことがあり得るかとおつしやるかもわ  
かりませぬけれども、これは戦前の教  
育を御覧になれば、そうしてあの敗戦  
のときに起つた事実を御覧になればこ  
れは明瞭だと思ふのであります。教師  
は一つの梓にはめられて、そうして全  
く国家の言ひまゝに動いたわけであり  
ましたわけでありませぬ。戦争教育に協力  
したといふことで我々は責任を相当と  
らされた。そういう立場からいつても  
私は本当に日本の教師に国民に對して  
教育上の責任を負わせるというもので  
あるならば、どうか一つ教師の良心に  
おいてやれるやうな自由な教師の立場  
を確立して頂きたいといふことをお願い  
したいのであります。そういう  
立場から申上げましてやはり私はこの  
刑罰法はまずいと思ふわけでありま  
す。

又この法律を出されました事由の中に日教組が計画的指導をやつておるといふ御批判があるわけでありまして、誠にこの点についてはこれは私も重大であると考えております。併しこの計画的指導という点の中に何か一つ間違ひがないかということでありまして、どうも組合運動というものを十分に御理解を頂いておられないような気がするものであります。日教組の組合運動というものはどこまでも個人としての組合員、その個人としての組合員との間の関係でございまして、公人としての教師を縛るものではないのであります。公人としての教師というものは教育基本法とかその他学校関係の教育関係の諸法規によつて動いてるのであります。この点には明確に個人と公人の区別がはつきりしておるわけでありまして、日教組は、教師としての教育活動を行うところの現場において生徒に対しては教師を拘束する組合ではないという、このことは一つ明確にして頂きたいわけでありまして、政治的団体であると明瞭に何か文部大臣が言われたようなところがあるような気もするのでありますけれども、或いは政治団体に姿を現しつつあるというふうな御意見もございまして、私も、私どもはどう考へてもそれについては理解が行かないのでございまして、併し日教組も八年間の短い労働運動でございまして、而も日本の労働運動というものは極めて底の浅い労働運動でございまして、その間に而も敗戦のあの混乱の中から立ち上つたこの日本の労働運動、その中における日教組というものの動きの中に私は労働組合としてやばり拙い幼稚な点が多々あつたと思ひま

す。いわゆる皆さまからいろいろ御批判に与る行き過ぎと言われるようなこともあつたと思ひます。そういう点は私も十分反省をしなければならぬと思ひます。併しながらどうかこの日教組という団体の持つてゐる至らない点については、これは組合がみずからの手で直して行きたいと思ひますので、性急にこの日教組の対策というふうなことを主眼としたそういう法律が出て、そのために日本の教育が破壊され、或いはそのために日本の教育全体が萎縮沈滞するやうなことがあつては私にはならないと思ひます。この法律については賛成ができないのでござい

また、それから次は教育公務員特例法の一部改正の点でございまして、私はアメリカの教育使節団が参りましたときに、日本の過去の教育というやうなことも、その大きな過ちの中にやはり日本の教師が自由でなかつたというやうなことも、市民としての完全な権利を持つておられないという、そういうところには大きな欠陥があるというところを指摘されたことを記憶しているわけでありまして、又教師という立場が一個の人間として完全な姿でないときにおいて、私はこれは完全な教育というものはできないものと思ひますのであります。又基本的な人権を我々が享有しないといふやうな場合には、人間としても完全な行動はできませんし、又そういう人間によつて構成された国家というものは極めて不健全なものだと思ひます。この点においては日本国憲法が制定されましたときに非常に強い言葉でこの基本的人権

の尊重をすべきことを時の政府は説かれ、この基本的人権の保障こそ日本の民主的な政治の支柱であるという意味のことをいつたわけでありまして、随分激しい言葉でありましたが、そのとき基本的な人権の尊重、自由の福祉を保障しない政府というものは専断による戦争への傾向を持つものであるというやうなことが語られたように私は記憶いたしております。それほどこの基本的人権というやうなものが重大なもので、これらの欠けた人間、そういう教師というものができるといふことは私はどうもこれは反対しなければならぬと思ひます。又教育の特殊性のために国家公務員並みにするといふやうな改正の趣旨でございまして、私も、私は教育の特殊性というところをそこにお考へになつたことにどうも無理があるように思ひます。公務員或いは地方公務員、その公務員というものと教育というものの特殊性、国家権力というものを一部代行する公務員とか地方公務員というものと職教にある教師というものの間には一つの違つた面がある。そういう考へ方であつて、教師については今までは考慮されておつたわけでありまして、それが当然の解釈であると思ひます。それが、それが今度はそういう意味でなく、全国的な地域性の立場に立つて教育の特殊性というやうな解釈で国家公務員並みにしたといふことは私はどうも納得が行かないのであります。もともと公務員といへどもこれは基本的人権の制限、基本的なやうな諸権利の制限を相当受けております。これも間違ひであると思ひます。公務員がもと／＼そういう制限を受けているの

が間違ひなのに、間違ひのほうに教師を持つて行くといふことはどうも私はこれはまず／＼間違ひが大きくなるといふやうに考へる点から反対でございします。これはひとり私が申し上げるまでもなく、この点については国際労働連のヴォーレーという人がはつきりこれは指摘しているのであります。そうして又そういうやうな公務員からいろいろな諸権利を奪うといふやうなことは、基本的人権としての諸権利を奪うといふやうなことは、これは日本が他の国から疑われることになる、又日本は反民主的な国になるのじやないかといふやうな疑いを持たれることになるといふことを強調しておることを見ても私は逆に公務員がもと／＼と制限を緩和されるといふこと、そういう立場に行かなければならないのに、逆に悪いほうに教師を持つて行くといふやうな方に無理があるように思ひます。もう一つ申しますと、私はどうも今度の改正の中にも、その前からのい／＼／＼なやり方にも一貫性がないように思ひますのであります。地教委の強化といふやうなことを言われてはいますけれども、地教委の強化といふものが本當に教育委員会制度の建前からの地教委の強化といふものじやなしに、今度の特例法の一部改正におきましては、地教委が地教委の精神からはずれた一つの監視機関としての性格を強調されたといふだけで、本當の意味における教育委員会制度の強化ではないのだといふことを私は考へるわけでありまして、むしろ私はこの法の中にある精神の中には、教育委員会制度を否定する考へ方がある、中央集権的な傾向がこの中に

あります。こういうところから私はこの特例法の一部改正については反対をしたと思ひます。甚だ簡単でございしますが……

○委員長(川村松助君) これを以つて公述人のかた／＼の御意見の開陳は終りました。委員のかた／＼で御質疑のおありのかたは御発言願ひます。

○高田なほ子君 河原先生にお尋ねをいたします。先ず私は中央教育審議会では本問題に對しては存じており、御意見があつたように私は存じており、又然らざる御意見もあつたように承知をいたしてあります。河原先生は今日に立たれての御公述であつたように承わつております。前々のはよく前の文部大臣、或いは前の天野文部大臣、矢内原東大総長というやうな、非常に専門的な立場に立たれてゐた方が極めて強い反対をお持ちになつたといふことは、私ももと／＼はかかなり心を動かさるものがあるのでございします。そこで伺ひます。第一点は、私の意見でございまして、又これは非常に大事な問題であると思ひます。我々参議院の中で申しますときには、我々参議院の中で日本の中教審の運営というものが日本の教育行政に大きな影響を及ぼすという観点から、広汎なところから希望し、同時に教育そのものが政争の具になつたり、或いは特定の階級闘争と場になつたりするといふことは好ましくない、こういうやうな観点で特



に日本の最も大きな教育団体であるところの日本教職員組合の代表は必ずこの中教審の中に加えられるべきである、こういう主張をしたわけでありませう。これは我々この教員組合を支持するとかしないとかいう立場の考えのものが主張したのではなくて、当時暴風会から出ておられた植原或いは堀越、こうした良心的な方々が全くそうである、教育はやはり協調の世界から生まれて来る、こういうような観点から中教審が出来るべきに強い申し入れを文部省にされたことを私記憶しております。ところがその結果、こうした我々の協調的な精神は全く無視せられて、日本の教員を代表するところのかたゝは入れられたかも知れませんが、極めて民主的な団体であるところのものはここから閉出されたというところは、今日のいさゝか意味における教育界の不幸な一つのものを醸し出しておる原因になつておるのではないかと、こういうことを私非常に憂えておる一人でございます。今日のメンバーのかたゝに決して御不足を申し上げるような筋合いではございませんが、私は今日日本の日経連会長の諸井氏、経団連会長の石川一郎氏、日本商工会議所会頭の藤山愛一郎氏、防衛生産委員会の大塚委員長、原安三郎氏、こういったような経済団体或いは防衛六カ年計画、十五師団三十万を提案したところのこの経団連の主なるメンバーが入つておる。或いは又日本防衛協会の生みの親であるところの石川一郎氏などがこういうメンバーに加わつておる。然るにかかわらず民主的団体のこの日本教員組合のかたゝが一人もここに入つておらない、或いは労働

組合を代表するものが入つておらない、これでは労働協調の、いわゆる協調の世界の中から生み出されて来るところの教育の中立性そのものが保ち得ないという非常に私は憂いを持つておるのでございます。

そこで個人的な見解に亘るかも知れませんが、この点について私は先ず第一に河原先生の御見解を頂戴したいと思つてございませう。即ち協調の世界における教育推進の場として中教審の中に、日本の労働者の代表も入れ、経済の団体の代表も入れたら、それと同時に反対の立場の者も入れ、或いは日本の教育の民主的団体の代表も入れ、而して協調の世界における教育を確立するという方向についての先生の御意見を頂戴したいというのが先ず第一点であります。

第二点でございます。私は野放しにその教育を政治の勝手な場所にしていいなどというところは露すらく考へておりません。教育が本當の意味における正しい方向に向つて行かなければならぬというところは御説の通り私も共に主張する一人でございます。併しながらそのために必要なる制限を加えるというところに対しては、どうしてもこれは日本の民主的発展のために私は反対をしなければならぬのであります。が、先ほど先生は決してその政治的なことを制限するのじやない、それが証拠には、国立学校のいわゆる国家公務員としての身分にあるところの某々大学の学長は、堂々と教育二法案に対しては反対をなし、それは何にも支障がないじやないか、だから日本の五十万の教職員はあれと同じことをやられるのになぜそんなにわあ／＼騒いで心配を

するのか、行過ぎではないか、こうおつしやいました。私は本當に矢内原さんその他のかたと同様に堂々と教員がどこへでも行つて国が制定しようとする法律に対してあいつたような強い反対意見を述べ、時の政府が施行せんとする法律の方向に大きな影響を与えようとなることが自由にできるならば、我々は決して心配はいしません。本當にそれができるのなら私は心配をいたさないものであります。ところが現実には国家公務員を規定するところの人事院規則によりまして、はつきりと政治行為の中にこういうことが出ておるわけでございます。即ち政治的行為はいろいろございませうけれども、集会その他多数の人に接し得る場所で、公に政治的目的を有する意見を述べるのと、述べたときに、それは黨役三年、罰金十萬元以下、こういうことになるわけですね。例へば街頭において、井戸端会議でも、そこに多数の者が集つたところの国家公務員の身分の教員が、ときの政治政権に影響を与えるようなことを言つた場合には、はつきりとこれに該当する、ここにちゃんと書いてある。こういう人事院規則が明確に規定しておるのに、矢内原さんがあやうのだからいいじやないかとおつしやいますけれども、これは矢内原さんの場合にはこれははつきり学者としての、これは学説として採上げられておられる。併しながら五十万の先生がたが、俺は学説を主張しているからいいじやないかと言つても、はつきりと人事院規則が適用されるというところになりますれば、そう簡単には私は行かないわけではないか、非常にこのことを憂うわけでございます。今後学童給食

をこれは絶対にやらなければならぬ、或いはPTAの会費は、こんなものは減らさなければならぬ、こういうようなことを教員が不特定な場所でも多数の人に接し得るところで意見を述べたといつたとしても、これははつきりと十一條に該当をする。若し該当しないというならば該当をしないというやうな法的な措置が、或いはこの規約の中に何らかのそういう場合が入れられなければならぬと思つてございませう。どうぞ一つ私はなが／＼時間をとりたくありませんけれども、そう何遍も何遍も発言することは許されませんでしようから、ちよつと長くなりませんが、私の質問の趣旨はそういうようなものでございませう。そうしてその現実問題というものが私それほど簡単に行かないという、こういうふうな考へておるのでございませう。それからもう一つそれについてお尋ねをしたいことは、この人事院の規則そのものは当初から教員を縛るためにこれは出したのではないと思つてございませう。これは御承知のように国家公務員法の制定の経過を御研究になればわかるのであります。が、初めからこれは教員を縛ろうと思つても、それはなかつたのだ。ところがまたその中に国立学校の教員も含まれて、こういうことが一応中に入る事になつたのですが、今度は明らかに教員を縛ろうという意味で、この人事院規則が適用されるのでありますから、縛ろうと思つたのであつた／＼入つて来たのと、初めから縛ろうという意味で出したのでは、その法の趣意というものは、運営の方法によつてはつきり違つて来る、一網打尽であります。若しこういうことが矢内原さんと同じよ

うな立場にすべての教員がおかれるというところであれば、どこにそういうことが保障されておるか、是非これはお伺ひしておきたい。それからもう一点は日教組が政治的団体であるかどうかというところの見解は非常に重大であります。河原先生は政治的団体に要請しつつある、これは非常に先生のお言葉に千金の重みを持たして、誠に重大である。この点先生は政治的団体と認めておるのか、或いは認めないか、これがこの法律の運営を規定する最も分岐点だと思いますから、この点明確にお示し頂けたら幸せと存するのであります。

○公述人(河原肇作君) 只今高田さんからいろいろ御質問がございましたから御返答申し上げます。第一の中央教育審議会委員の人事の仕方でございますが、御承知のように中央教育審議会は昨年の一月二十一日に発足いたしましたのであります。私が中央教育審議会委員に就任いたしましたのは九月でありまして、その当時どういふ標準によつて委員を選定するかどうかというやうな問題については全然知らないものでございませう。それで又こういうやうな人事をいたしましたらいいじやないかという御質問でございますけれども、私はただ中央教育審議会の委員の一員に過ぎませんので、どういふ標準によつて文部大臣が御選定になつたか、これはわからないのであります。それから第二の、こういうことをしたら刑罰になるのじやないかというやうなお話でございますが、ただ話合ひで何うのですから、私のほうに誤解があるのかも知れませんが、私も、どうもそれだけでは私政治的行

為の制限に違反した犯罪にはならない  
のではないかと思います。刑罰を科せ  
られる条件として、第一に人事院規則  
に定めた政治的目的というものがな  
くちやならん。その次に人事院規則が  
定めた特定の行為がなければならな  
い、その行為だけでは犯罪にならない  
。それに先ほどいろいろ例をお引き  
になりました集会で、若しその人々が  
特定の政党を支持するという目的のた  
めにそういう行為をしたならば、これ  
は犯罪になります。そうでなければ私  
は犯罪にならないのだと確信しており  
ます。それから第三の教員を縛る、教  
員を縛るとおっしゃいますが、それは  
先ほど私も申し上げましたが、どうもそ  
ういうふうには思えないのです。例え  
ば義務教育諸学校における教育の政治  
的中立確保に関する法律案、この法律案  
のどこを讀んだつて教員を縛るとい  
うことは書いてない。全然ない。義務教  
育諸学校に勤務する教員に対して教  
員を縛る人を処罰する。教員のほうに  
は全然関係はない。

○高田なほ子君 それはわかつてい  
るのです。

○公述人(河原春作君) そういうふう  
にさつきどうも小林さんのお話もそう  
とれたのですが、私の聞き違ひだつた  
らあとで速記録を見ればわかります  
が、全然そういうことではない。それか  
らもう一つの法律案についてはさつき  
たび／＼申しました通り、すでにその  
制限を受けている国立学校の大学の教  
員、高等学校の教員、中学校の教員、  
小学校の教員と同じ地位に置くという  
教員に対して新しく刑罰を以てこれ  
に臨むというふうな言ひ表わし方は、  
これは私は行過ぎじやないかと思うの

です。併しこれはただお話しですから、  
お互いに間違ひがあるかも知れませ  
んが、大体私はそういうふうに感じま  
した。私は先ほどそう申しましたの  
で、それを訂正するつもりはありません  
。私は政治的団体であるとは申しま  
せん。政治的団体に變貌しつつある  
と、それは信じております。なぜそう  
いうふうにお前は思うかと申されるな  
らば、昨年の何月か、宇治山田大会に  
提出せられた議案を御覧になればよく  
おわかりになると思います。政治的団  
体に変貌しつつあるというくらいは表  
現が不当であるとは私はどうしても考  
えられません。

○高田なほ子君 もう一つ大変恐縮で  
ございますが、成るほど先生のおつし  
やる通りに特定の政党を支持する目的  
を持たない場合に該当しないと思いま  
すが、ただ政治的団体だと日教組が考  
えられた場合に、その政治的団体の、  
ここに書いてございますが、「特定の  
政党」、これは今解決しましたが、  
その他の政治的団体を支持する目的を  
以て公の場所で行う、その場合に教員  
組合の組合員は日教組の組合員であり  
ますから、日教組が政治的団体である  
という考え方をされた場合には、その  
組合員が多数の人の所へ行つて、こ  
れは道路でもいいし、それから会場で  
もいいし、そういう所でやはり政治的  
なことを言つた場合には、これはやは  
り百二条に該当して懲役三年以下、こ  
ういうことになりますから、私は非常  
に危険ではないか、こういうことを申  
上げておるわけでございます。

○公述人(河原春作君) それでは私は先  
ほどから政治的団体であるとは私は考  
えておりませんと申し上げておるの

す。ただ政治的団体に變貌しつつあ  
る、線すれ／＼のところまで来ておる  
というのを申し上げたのであります。  
(笑聲)

○中川幸平君 大変通俗的なことで  
一、二小林委員長にお尋ねいたした  
と思います。先般、先般と申ししま  
し今月の十日頃でありましたが、たま  
たま郷里へ帰つて、帰りの汽車に乗  
つた際に、汽車の窓に全部ポスターを貼  
つてある、何が書いてあるかと申し  
ますと、可愛いお子様のために教育二法  
案を諦めましょうというのを全部書  
いてあつたので、たま／＼そこへ車掌  
が参りました。誰が貼つたのかと言  
いましたところ、自分は金沢で乗つた  
のだから知らない、知らなければす  
くて、そのまゝ上野まで参りました。  
そのまゝになつておつたのを見たので  
あります。これは恐らく国鉄の労組の  
手によつて貼られたことと存じます  
が、あなたのほうの組合の依頼によ  
つて貼られたのじやないか。如何に労  
組の仁義によつてとは申しながら、笑  
声。国家の公器である汽車にまでか  
うなことを貼られるという事は、果  
してどうであらうかという感じを  
したのであります。又昨今我々委員  
のところへ、全国の教職員であらうと  
存じまするが、衆議院を通過した二法  
案を参議院の良識によつてどうもして  
通過を阻止してもらいたいというは  
きがたくさん参ります。中には又承  
るところによると、貴殿はこの法案に  
賛成というのを聞いておる、何とか  
考え直して阻止してもらいたいとい  
はきがど／＼参つておるわけであ  
ります。元來この二法案は国会とい

しましてもそう大した重要法案ではな  
いような感じを、我々は頭がちよつと  
古いか知れませんが、感じておるにも  
かわらず、(笑聲)非常な重要法案に  
して国会の内外に騒がれておる。中立  
性維持の問題にいたしまして、教育  
基本法によつても当然処置せんけれ  
ばならん法律のような感じをいたして  
おります。又特別法の一部改正にいた  
しまして、現在半額国庫負担、全額  
国庫負担であれば当然国家公務員、こ  
こにおいて全国の教職員は考へても  
わなければならぬという感じをいたし  
ます。如何に労働組合が組合運動を  
やりましたところが、県、市町村の負  
担であつたならば今日の待遇は到底  
き得ないのではなからうか。のみなら  
ず、全国の教職員の中に、或いは政治  
活動の非常に好きな人もありましょ  
うが、大部分はこの法律が通れば、今  
選挙があつても選挙運動を強いられ  
ることがなくて結構であるという人  
がたくさんおるようによ考えますが、  
あなたとして如何にお感じになるか。  
又先ほど申しましたように、汽車の窓  
にまでポスターを貼るとか、或いは見  
ず知らずの、全国の教職員であらう  
と申す人たちがさような手紙が来て  
おる、如何に組織的活動がかくまで  
恐ろしいものであるかという我々は感  
じをいたしております。(笑聲)それ  
らの点についての御感想をお漏らし願  
えれば結構と存じます。

○公述人(小林武君) 国鉄労組が汽車  
に貼つたというところでありますが、こ  
れは国鉄労組の方々も、父兄の立場か  
ら二つの法案に反対の意を表示され  
たものと思つてありまして、これに  
ついては私は国鉄労組の立場をかれ

れ申上げるあはれはないと思ひますの  
で、その点は御勘弁を願ひたいと思  
ひます。ただ国鉄労組の方々が父親と  
して、母親としての立場からこの法案  
の重大性にお氣付になつてやられたとい  
うことについては、これはやはりこの  
法案の性格上これは当然じやないかと  
思つてあります。それから見ず知ら  
ずの教職員からはきが来たとい  
うお話でございますが、これはやはり先  
生方が政治をやられる方でございます  
ので、何とかして国民の一人である教  
師がこういう考へを持つておるんだが、  
その考へを是非議會に反映して頂き  
たいというこれは真心の現われであり  
まして、決してこれは恐ろしい考へを  
持つた危険な行動に出ようというの  
は決してないのでございますから、こ  
の点は一つ御了解して頂きたいわけ  
でございます。

○中川幸平君 組合の関係は。  
○公述人(小林武君) なお、それから  
政治活動といいますが、政治活動を  
するためにこの法案に反対しておる  
というふうな御解釈になつて頂くこと  
は、これは甚だ迷惑と思つてあります  
。先ほどから私も公述人として申し  
上げました通り、この教育二法案がど  
んな影響を教育に及ぼすかという観  
点から申上げておるのでございます。な  
お、全国の教師というものもさうな  
観点から申上げておるのでございま  
す。その点もどうぞ御了解頂きたい  
と存じます。政治的な立場からこの二  
つの法案は重要な法案でないかも知  
れませんが、私も、私も教師の立場  
からいへば極めて重要な問題でござ  
いますので、どうぞそのおつもりで御  
審議頂けたらば仕合せと考へる次第で

います。

○相馬助治君 私はこの際河原先生に三點お尋ねしたいと思うのであります。が、当委員会が先生を煩わして御指導を頂きたいという意味の中には、先生御自身の御意見を承わりたいとする念願が一つと、もう一つは、中央教育審議会における過程を通じての、その委員会の意思についても承わることができたならば幸いであるというような前提に立つておるのでございます。

そこで先ず一点最初に承わりたいと思ひますことは、この二つの法律案がこの国会に提案される過程を見ますと、世間ではいろいろ取沙汰されて、日教組対策であるとか、或いは自由党の選挙対策であるとかいわれておりますが、私は今にわかにそれを信じようとするものではありません。

文部省が申しておることを今そのまゝ信用することといたしますれば、中央教育審議会の答申書に基いてこの二法案を国会に提案するのやむなきに至つたというような意味の発言を文部大臣はされておるのであります。そこで中央教育審議会における論議の過程は、不幸にして私どもはその速記録等を見たいと思つたのであります。見る

ことができなかったものであります。ただ明らかになりましたことの一つは、中央教育審議会の答申書は、当初文部省は、偏向教育が行われ、且つ、その可能性が増大しつつあるから、この際法的措置に出なければならぬとする答申を期待したやに承わつたのであります。が、先生がたの御良識は適當な措置をせよとこれを改正されたと承わつております。この辺の事情が私の理解に過ちありや否や、これを一つ承わ

り、同時に先生御自身の御意思は公述によつて承わることができたのであります。が、中央教育審議会における少数意見としてもこのような意見があつた、或いはこのような考え方がこの適當な措置の中には含まれてゐるのであるというふうな諸般の事情が、この際先生のお口を通じてここに開陳されるならば、本員の非常に仕合せと思ふところであります。これらの点に

関しまして、私どもは今後正式に中央教育審議会の御意思を伺う機会がございませぬので、この一点に關しましては是非とも懇切なる御指導を承わりたいと、かように存じます。

御質問の第二点は、先生のお話についての具体的な質問でございます。御公述のうちに学長が公式の席上においていろいろ話をしておる、それと同じことに地方公務員である教職員をす

る法律なのであるから、さして問題はない、かようにおつしやつたかと存じます。そこでこれを具体的に申し上げます。例えば矢内原学長の話を某所で聞きますと、現在の教育を推し進めて行くためには、やはり教育基

で、これと同じ内容の話をされたとき

には、本案が加罰対象としておりまする事案に該当すると先生はお考えであるかどうか、先生の論述を以てするならば、さうなことはないというふう

に判断されると思ふのであります。けれども、文部大臣の本委員会におきま

る答弁によりますと、山口の議論が

記、これについてはいろいろ議論が

あります。私もその一部は甚だ偏向教育の虞れありとして、世人の指弾を受け

ること当然であるというふうな考へて

おります。併しながらこれを刑法上の

加罰対象とするかどうかということに

ついては、極めてこれは問題があるかと思つております。三派修正によ

つて「ために」という言葉が加えられ

たために、山口日記のようなものは今

後この法律案ができた際には加罰され

る、刑事上の処罰行為に當る、かよう

に明快に答弁されております。さうい

うことになつて参ります。さうい

ども先生がお考え下さつたこととは

この法律案が将来口をきく適用範囲と

いうものは著しく違ふ虞れがあるので

ございませぬが、それらの点をも勘案

されて一つ先ほどの学長と同じような

ことが一小学校教員によつて婦人会に

おいて述べられたというふうな事案

は、この法律案の適用範囲内に入るの

かどうかということ承わつて御指導

をお願いいたします。

第三点は、同僚議員高田君の質問に

対しまして、中立維持法案は何ら教職

員の政治活動を拘束するものでない

とお話になりましたが、誠に失礼なこと

を申上げて恐縮なのであります。が、

御明かに御指導を頂いたのちにお詫

を申上げたいと思ひますが、私ども

が理解しますところによりまする

と、教育公務員特例法案と中立維持法

案は不可分なものであると文部省が申

しております。私どももさう信じて

おります。そこで中立維持法案は何者

が罰せられるかと申しますれば教職員

の団体を通じて教唆、扇動をした者が

罰せられるのであります。ところがそ

の教唆、扇動した者を罰するためのこ

の事案はどこで発見されるかと申しま

すると、学校の教育の場を通じて、例

えば私なら私が、相馬という者が偏向

教育をやつておる、さうしてこれはど

ういうわけでやつておるんだと、元を

質すと教唆扇動が行われておる、そこ

でこれが罰せられる、いわゆる中立維

持法案によつては私に關係ありません

ん、私を教唆扇動した者が罰せられる

のであります。が、同時に相馬という

教員は、教育公務員特例法の別な規定

によつて、中立維持法案によつては何

ら該当しないけれども、別な法律案に

よつて同時に刑事上の刑事被告人とな

つてこれが罰せられますことは理の

当然であり、文部省の答弁等からも明

らかに窺えるのであります。かよう

に考へて見ますと、小林先生の公述

というものの私どもには妥當した言葉

であるやに承わつたのであります。が、

これは明らかに小林先生並びに同

僚高田君の考え方が間違ひであり、法

的な立場からこれは誤謬であるとす

るならば、一つそれらの点についても

御指導を給わり、同僚高田君と共に私

どものみずからの誤謬を正したいと思

うのでございませぬ。是非以上三點に亘

つて御懇篤なる御指導を頂戴したいと

存じます。

○公述人(河原春作君) 少し長く御質

問を頂いたので、これは御答弁が漏れ

ると思ひますから、さういたしました

たらあとで又追加の御質問をお願い

したいということを先ず先に申上げ

ておきます。

第一の中央教育審議会の経過の内容

についていろいろお話がございました

が、私は中央教育審議会からさうい

う中身を發表していいという委任を受け

てゐるわけでないのですから、私非常

にその点困るんですけれども、併しま

あこれは或る程度常識を以て許される

範囲に御答弁申し上げようと思ひます。

何か言葉尻を捉えるやうで誠に申訳

ないんですが、あの中央教育審議会の

答申案が、何か文部省のほうでさうい

うことを知つておつて、さうしてそれ

がいつの間にか適切な措置になつた

かというふうな御質問でございました

が、全然さういふことはありません。

○相馬助治君 文部省がさういふこと

を期待したんじゃないんですか。

○公述人(河原春作君) 全然さうい

うことはありません。あれはもう、私申

上げますが、実は私が原案を作つた、

原案を作つて同僚の委員諸君に見ても

らつて、そのうちには實際この教員諸

君もおられるんだから、あなたがたの

立場も困るだろうから私はどんなに

も修正する、ただ私の気が通らない

と困るけれども、さういふ話だつた。

随分直したんです、直したのが……、

併し文部省は全然關係がない。一体私

らの乏しい経験を以ていたしますと、

ああいう審議会の案というものは大体

文部省で……、言へば文部省で作つて

くれたんです。さういふふうにして

くれ、さういふふうにしてくれという注

文をつけると作つてくれたんです。そ



れを委員諸君がこう直したらいんだらうというので出来上るものが諮問委員会としては普通なんです。ところが今度の問題に限つて私には何も話しません。何も材料を提供してくれなかつた。全然委員会の独自の立場で作つてくれ、こういうわけ。それで仮にです。若し材料がたくさんあれば、何も適切な措置なんという、考えようによるとあいまいな答申案を出す必要はないんです。私はさつき公述いた

しまった通り、何とかしなくては行かないということを考える。それから又我々が得たる材料というものは、日本教職員組合の御好意によつて私どもが頂いた闘争目標、闘争方針かな、そう

いうものを五年分ばかり頂いた。而も全部刷つて頂いた。それから教育研究大会の報告書である「日本の教育」を

頂いた。私はこれ以外に全然材料をとるといふことはあえてしなかつた。それはああいう委員会の手によつて、若しそういうその材料によつて教組がこうだとか、教員がこうだといふことを言ひ出すと、それはとても締りがつかなくなると思ふのです。偏向教育の事

例として当委員会でも大分御議論になったようですが、これが確かとか、嘘とかというようなことはなか／＼裁判所でさえむずかしい。あのくらい松川事件のような問題が起つても、この証人は嘘だから無罪にしろと釈放運動を裁判所に要求することのできるような

時代なんです。私はもうその公式の材料以外には一切材料を使わなかった。日本教職員組合から御提出を願った二つの材料以外には全然委員会の答申案を決定する材料には使わなかった。先ほど申しました通り、文部省からも一

つものらわなかつた。そこで皆が考えて、どういう具体的案がいいだろうかと、どういうことを研究しても、なか／＼それだけでは名案ができない。そこでとにかく何とかしなければならぬという点だけは確かなんだから、文部省において適切な措置をとつて欲しい、こういう答申案を作成して、まあ多少の修正は経ましたけれども、十六対三です。す、大多数で承認されたのであります。

それからどういふ委員の発言はどうだという、どうですかね、あれは委員長如何ですか、そういうことを、委員の名前を申上げててもよろしいのです、私はちつとも差支えないのですが。

○委員長(川村松助君) いや、先生の  
お考えで、差支えないとお考えの分は  
御発表願いたい。

○相馬助治君 私から補正してもいい  
と思います、どの委員がどうい  
うことを言つたとは私は申し  
たのではなくて、少数意見の中  
で非常に参加になる意見があ  
りましたならば、差支えない程  
度においてお漏らし預けるで  
しょうか。

○公述人(河原春作君) 名前は言わな  
いでいいですか。  
○相馬助治君 勿論私は名前なんか問  
題ではない。少数意見の中で参考意見  
として先生が取上げたようなことがあ  
つたらお漏らし願いたい。こういうこ  
となんです。

○公述人(河原春作君) 反対意見のうち一人はこういうことをおつしやいましたな。日本教職員組合は平和憲法と教育基本法を最も忠実に実践しているものであるから、こういう答申案を作る必要がない。こうおつしやつたかたが

一人あります。それからもう一人のかたは、日本教職員組合のやり方には賛意を禁じ得ないけれども、立法措置をとることはどうかと思うから、私はこの案には反対する。もう一人のかたは、私は、そのかたは理由も何もまあ大体同感であるけれども、立法措置をとつてもよろしい、よろしいけれども、折角中央教育審議会というものがあるのだから、その具体案を諮問した上でやつてもらいたい。その諮問のな

いうちは反対だ。まあ反対のかたの意見は御参考になると思います。そのほかにいろいろ賛成意見を述べて下さったかたもありますが、それは別段申上げません。第一点は大体それでよろし

うございますか。

○相馬助治君 結構でございます。

○公述人（河原春作君） それからその

次、矢内原さんの公開の席上における演説を教員がよそでやつて今度の法案に触れないかどうか、まあ大体そういうことですね。私は矢内原さんの公式の演説というようなものをときどき新聞でざつと見ないことはないけれども、深く知りませんから、こういう間

いますね。

○相馬助治君　結構です。

○公述人（河原春作君）　それでは質問

者の御了解を得てそういうふうなつもりで返事をいたしますが、矢内原さんとは恐らく自由党だとかそんなことは言わないだろうと思う。例えば保守党とか何とかいうお言葉を使わせんか。

○相馬助治君 私もきよう申したつもりですが、時間をとつて非常に恐縮なんですが、矢内原さんは、今の教育は憲法と教育基本法によつてやつておる、そこで再軍備を強調し、そうしてこの平和を守らうとする動きは正しい。これは政党によつては、保守党によつて再軍備というようなこともいろいろ言われておるけれども、なかこのことには問題がある、こういう意味のことを申したのであります。で、

ではなくて、という話を諸学校の教員が話をした場合に、聞く人によつては保守党と言えば自由党と改進黨、別のほうは社会党的ことを言うのだろう、

かういふふうに考えるだらうが、かように一種の誤解をされやすいような話が、將來さつき申したような場におい

てなされた場合に、本法に規定される  
刑罰行為と認定されるであろうかどう  
であらうか、かようなことの御指導を  
頂きたい。

○公述人(河原春作君) お教えなんと  
言われても、実は法律案を何も知らな  
いで、今度勉強しただけでありますが

あれは保守党という字を使つたことは問題起らないんです。特定政党とあるんですから自由党とか左派社会党といえますか、そういう字を使えばいけな-i>いと思う。何も、そういう刑罰を伴うのですから、あいまいなことを言つて、あいまいに該当するということ

は、どうしてもはつきりしなければいけません。というわけで、非常に私は安心できないと私は思います。

第三の点ですね。それからこのお言葉の中で、山口県日記の中で二、三非常に自分は悪い点があるということとは、私に認めるということ、非常に私は安心

えないんだというようなことを、日教組のふうに人が言われる。それではういふうに人が言われる。それではどうもいつまでたつてもなごやかに仕事が行ないで……。それからついででよろしうございますか。

○相馬助治君　はあ。

○公述人（河原春作者）　昨年のいわゆる方向転換の決議、あれが新聞に載つたときは世間がどのくらい喜んだか知らな。我々も喜んだ。私は先ほど

も申上げました通り、日本教職員組合という、教員というものの身分を確保するために団結を作る必要があるということです。全然同感であります。従つて

日本警察職員組合が健全なる発達をすることを喜ぶ点においては人後に落ちないつもりであります。併し先ほど申し

おぼしめた通り山口県巨港の隣にとなつた措置は、その後の行動についてややと悲観しておつたら、あの決議に本當にみんな喜んだ。ところが少したつと書記長か何か知らないけれども、あれは商業新聞の報道なんで我々は全然知らないのだ。もう実際がつかりました。

ね、本当は、それから最後に私さつき申上げようが惡かつたかも知れませんが、義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に関する法律案の処罰の対象となるものは、義務教育諸学校に勤務する教員に対して教唆、奨励するものである。

い、こういうことを申しました。無論それは教唆、扇動をする人の身分が教員である場合もあるでしょうけれども、併しそれは法律案の目的とするところじやない。教員かどうかは法律案

の目的とするところではない。従つて中立法案については、教員には何も関係がない、刑罰を以て脅かされておるということとはとてもない話だと実は先ほど申し上げた。それからそれならたまたま特例法に該当することによつて、結局刑罰を以て威嚇されることになるのじやないかというお話がございまして、それではそれは特例法違反になるのだから、中立法違反があるうがなからうが、特例法違反だといふその特例法という一つの法律によつて刑罰を受ける。中立法だと、あなたのようにおつしやれば関係がないけれども言えないかも知れないけれども、これは普通常識で関係がない、こういうふうにおつしやれば前じやないか。なおお答え漏れがありましたら……。

○木村守江君 時間が遅くなりましたから簡単に小林委員長に御質問申し上げます。小林委員長の御説によりますと、この法律案は両方とも要らないと思ふとお話でありまして、私も文部委員といひましたし、こういうような法律案は成るべく作りたくない、本當に。而もその刑罰を以て処するやうな法律案は作りたくない。特に私は教育というやうな法律から考えまして、教育を法的に規制するなんということは、教育の本當の自由を束縛するものだといふやうな考えまで持つておりました。教育の法的規制といふことについて非常に異論を持つておるものであります。ところが今回の国会におきまして、この法案を我々が審議しなければならぬ状態に立至りました。いろいろな方面の状態を考へて参りまして、この法案を作るのも止むを得ないのではないかといふやうな状態

に立至つたのであります。小林委員長のお話では、今日に至つてもなおこの法律は要らないといふやうなお話であります。で、私は簡単に伺ひ申し上げますが、然らば小林委員長は、一休教育基本法の第八條が守られて、立派に守られておるというやうな考えの上に、現在日本においては偏向教育がないのだといふやうな考えであるかどうか。イエスかノーかで結構です。それはその後にいろいろ委員長の話を聞いておきます。まあ八條違反の、八條に違反するやうな教育があり、或いは偏向教育があるというやうなことを認められたのであらうと思ふけれども、こういうやうな場合においても、こういう法律を作ることは好ましくない。やはり教育者自身の教育に対する自由な議論の末に決定するべきものであるといふやうなお話でありました。が、私もそういうことを心からお願ひしてあります。何とかしてそういうやうな方向に行つてもらいたいと思ふておりましたけれども、御承知のように、この一例を申上げてみますと、さね、山口日記の例にとりまして、これは山口県の教員組合において相当論議された末に、この山口県の日記が現われたものであると私は思ふのであります。こういうやうな点から考えますと、ただ本當に教育者自身が教育に対して自由な検討をしていられたものが、而も我々から考えますとかなり偏向した方向に進んでおるのではないかと、いふやうなことを考えます。あなた

の言われるやうな教育者自身の自由な教育の討議に任せておくことはできないかといふやうな結論になつて参るのではありません。特にこれに対してどういふ考えを持つておられますか、簡単に結構ですが、特に日教組の、日教組といふものは、日教組の計画的指導といふものは決して公人を縛るものではないのだ、これは教育者の個人的な結合であつて、決して公人としての先生を縛るものではないのだといふやうなお話であります。これは恐らくあなたの間違ひか、それともこれは詭弁だらうと言わなければならぬ私は思ふのであります。表面におきましては勿論公人の結合でないかも知れませんが、實際におきましては教育者自身、教育者であるいわゆる教育公人として縛つておる結合であると思ふても差支えないのではないかと思ふのであります。特に私は一例を、忙しいからもう時間がありませんから申し上げますと、今回の日教組でとりまいたいわけ振替授業のあの事例の一例を見ましても、私は全く公人としての教職員を縛つておるものであると言わなければならぬと思ふのであります。私はかように考えまして、あなたの言うことに賛成したいのであります。が、あなたの言うことにつきましては、どうもやはり表に現われたことばかり言つておりました。その内容につきましては、實際教育の面に及ぼす影響につきましても、あなたの言つておることが非常にばれておることを言わなければならぬのではないかと思ふのであります。

それから私はこの際、(批判しているのか)と呼ぶ者あり。いや、質問しているのだよ。この際によつて伺ひたいのであります。が、日教組、この法案を審議いたしますのに非常にやつぱり日教組のことが必要になつて参りますので、伺ひ申し上げますが、一体日教組といふものは、先ほどから最近政治的団体に姿貌しつつある、或いは政治的団体であると言つておられる批判があるが、私は日教組を勿論政治的団体ではないと思つております。併しながら現在の日教組が或る政党の大きな影響を受けつつあるといふことは、私は否定でき得ない問題ではないかと思ふのであります。かような点から申しまして、私は衆議院で取上げました、或いは闘争資金に国会議員に三十三万円送つたとか何とかいふやうな問題をここで取上げようと思はしません。あれが研究資金として出されておるならば問題はありますが、少くとも目的を持った闘争資金であると言わなければならぬと思ひます。が、私はここではこの問題に触れようとは考えておりません。私はお聞きいたしたいことは、一体日教組の執行委員といふのは、専従職員であるかどうかをお伺ひしたい。勿論日教組には専従職員は正式にあるはずはないと思ひますが、まあ専従職員のような恰好であるかどうかをお伺ひしたいと考へます。併しこの日教組執行委員は専従職員であらうが或いはなからうが、これは教職員であることには間違ひがないと思ひます。その教職員の身分にある人が国会議員の批評をしておつて果していいものであるかどうか、これを伺ひたいと思ひます。(批判評とこの法律とどこに關係がある)と呼ぶ者あり。關係があつてもなくても静かに聞きなさい。痛いところを言

われと文句が出る。私はこういうことを、これは地方公務員法にも違反します。これは大きな問題であつて、或いは進展いたしますれば、本人の懲戒処分等になり、身分の問題にも關係して参ると思ふのであります。この点を明確にいたしておきたいと思ふのであります。

それから昨日もいろいろ論議された問題であります。この世界教育會議に参りましたのであります。これは日教組とは何ら關係のないといふことを聞いておりました。が、なお今日は委員長が参りましたのでお聞きしたいことは、世界教育會議に出席された人々の経費はどから出ておられますか、知つておりますればお聞きしたいと思ひます。(当然よ)と呼ぶ者あり。なおこのおいでに選ばれた方々はどういうふうにして選考されましたか。それはあなたは知らないかも知れませんが、これは日教組に關係のある、教員組合に關係のある人が殆んど全部であります。こういうことを考へますと、これが日教組と教員組合と何ら關係のないといふことは、言ひ逃れはできないのではないかと思ふ。こういうやうなことがあるからいろいろ誤解が起るのだと、こういうやうなことを考へまして、私は今日委員長がおいでになりましたので、どうか委員長にこういう疑惑を受けるやうないいろいろな点を明確にしておいて、而うして日教組を正しく世間の人に見てもらふといふのが法案の審議上大変に便宜であると思ひますので、どうか以上の点につきまして御答弁をお願いいたします。

○公述人（小林武君） 山口県の日記は、私は少くとも編集するときはですね、山口県の執行委員は十分検討したと思います。検討したけれども、やはりその中に先ほど私が申上げました通

に立つてやはり反省をしなくちやいかん、こういうことは私は嘗ておりません。それについては了承いたしました。その次からの日記については、私はその次からの日記についても取調べております。その次からの日記については、これは私も満足すべきものがありませんで来て来たと思います。それに至つてもなお且つ、私は教育の、とにかく教育人がものを考えるときにおいては、いつでも現状に満足できないののですから、改良はしなければなりませんけれども、だん／＼よくなつて来てゐる、而も前に現われたような状態はなくなつて来ているということで、私はやはり討論によつて幾らでもそれけ直せるのだということを考へてゐるを

だん／＼やりますから、そういうこと  
で言いますれば、例えば自由党の大臣  
がなされたから何でも自由党の方式で  
やるということもないと思うのです。  
やはり教育行政全体のことを考えてや  
はりやられる。それから自由党に所属  
しておられる役員のかたがあつて、そ  
のかたがなつたから何でもそういう早  
度でやるということはないと思うので  
す。そういう建前は日本の場合におい  
ては認めなければならぬと思います。  
政党的政治とか、議會政治というもの  
の中において、だから私は組合の組合  
員であるからして、公人としてのそれ  
に全部影響して行くのだということを

の御批判の中に或る政党的大きな影響を受けているというお話でございますが、私はこれは受けていないと思うのです。少くとも私どもは、少くとも私ども、私どもの今の執行部も、うちの執行部に對してどの政党であらうと、政党的な影響力、政党的にこれをかき廻すというようなことは絶対許さないと、いう態度を持っております。(観念の相違だ)と呼ぶ者あり)併しまあ御指摘になるのは、恐らく私の組合から出身した者の多数が或る政党に所屬しているというようなことを御指摘になるならば、これは私は非常に迷惑するものであります。(そうじゃないのだ)と呼ぶ者あり)組合をやめて出て行かされるかたがどのような政党に入らうと、これは組合が拘束すべきでないと思ふのです。(大会の決議だよ、内容は。と呼ぶ者あり)どうぞその点は御了解を頂きたいと思ひますのでありませう。

が、この中には日教組の者も参加いたしました。これは事実でございます。但しその経費がどうであるとか、或いは人選がどうであるとか、或いはその他いろいろ／＼な会議に参加することにつきましては、当時私は来たばかりで、よくはわかつておりませんが、少くともそのときは準備会議というものが行われておりました。そこで運営されて日教組はこれは直接タツチするわけではないわけです。この点については他団体との関係ということはやはり明確にしなくちやいかなと思ふのです。私どもは他団体に加盟するとか、或いはそれに参加する場合においては、これは

大会並びに中央委員会という決議機関に諮らなければこれはできないのでありまして、そういう不明確な態度はとつておりませんので、御了承頂きたいと思ひます。(ちよつと一問だけ)「こつちにも廻して下さい」と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 公平にやつております。(公平つて、この間から言つておるのですよ、発言してないので「す」と呼ぶ者あり)とにかく発言を求めた人の順序にやつております。

○須藤五郎君 ちよつと待つて下さい、私が発言しますから。

お二人にお尋ねするのであります。が、戦前は学校の校長が教育勅語を讀み間違つたというようにことで引責辭職をしたというように私を私たちがたび聞いておりました。全く戦前の教育者といふものはこういうふうによも何も無い。常に戦々兢兢々、小心翼翼として教育に當つていたというのが戦前の教育だと思ふのです。ところが今度の二法案が若しも成立するといふと、今度は辭職するのにとどまらず、刑務所に引張られなくちやならんというやうなことであり、自分の言動が政治的な意見になりやしないか、この法案に触れやしないかといふやうなことを常に考へて、実にその自由といふものが少しもない、常に脅かされていくやうなやらないやうな状態で教育をしなければならぬといふ状態に迫られるのではないだらうか、こういうふうに思ひます。河原さん、この法案によつて教員の活動が何ら拘束されるものじやない、何ら脅かされるものじやないといふやうな御意見でしたが、私は實際教育に當る者として、恐らく自分の言動に常に

小心翼々でですね、常にその不安に脅かされながら教育をして行かなければならないという結果が来て、そのためにも伸び／＼とした教育ができなくなるのではないかと、そういうふうを考えるのです。特に今日日本の学校教育の最も主眼点は平和教育にあると思ふのです。これは憲法に定められたところの第九條の精神を教育に活かしているであつて、これは実に立派な教育だと思ふのです。これが戦前の教育と、戦後の教育との大きな相違点であつて、

そうして又最も尊い点だと私はそういうふうには解釈するのであります。ところがこの平和教育すらも偏向教育として処断される虞が生じているといふことなんです。河原さんはそういうことではないとおつしやるかわかりませんが、今度私たちに出示されたところの二十四の事例の中にも平和教育の事例がやはり出てくるわけなんです。そうしますと、ここでは自由党と言つてもいいと思ひますが、(笑聲)自由党の諸君は憲法を改正して行こうといふ、そういう意見を持つています。ところがその平和憲法を改正されては困るといふ立場から、学校の先生がそれに對して闘つ場合に、これは一政党の主張に反對するとして、平和憲法を守ろうといふ運動はこの偏向教育の事例として処断されるという結果が来るのではないかと、この偏向教育の事例として、平和憲法を守ろうといふのは、保守系は、来年にもなれば、平和憲法を改正して再軍備をやるやうという考えを持つて、今日虎視眈々として居るわけなんです。そのときに学校の先生たちが児童を通じて家庭に對して、平和憲法を守ろう、再軍備に反對しようといふ教育をすることが、保守系にとつて

は一番怖いことなんです。それが一番怖いから、今度こういう法案を出して来た原因はそこにあると思ふわけですが、この平和憲法を守ろう、平和を守りましようという教育が、この法案の對象となつて懲役に処せられるとするならば、これはとんでもないことだと思ふのであります。お二人のこの平和教育が偏向教育であるかどうかという点に對する御意見を私は伺つておきたいと思ふ。

又、もう一点申しますと、ここに児童がありまして、今日自由党内閣は汚職でいっぱい汚れております。(笑聲)どうですか、先生、こんな内閣を存続さすことはいかゞいことでしょうか、どうでしょうか。学校の先生はどうか答へましようか。汚職をする立場から見ても、悪いことをした。その汚職をやる内閣は一日も存続さすといふことは絶対許されないとす。而も今日の汚れた内閣が今日も存続しようとして悪あがきをして居る。(笑聲)こういうことを児童が先生に質問をしたとき、先生はどう答へて答へるのですか。それは許すことができないのだ、こう言つて答へるのが私は教育者としての道だと思ふ。(笑聲)それが正しいことだと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり。

ところがその答へたならば、自由党を一方的にやつつけるものだとす。この法案によつて偏向教育として処断される虞はないかどうか。恐らくそういうことが怖いために、汚職内閣がこういう法案を出して来たといふ私は断ぜざるを得ないと思ひますが、(笑聲)この点に對しまして、お二人の御意見を伺つておきたいと存じます。

○公述人(河原春作君) 戦前教育勅語を誤り讀んで懲戒処分を受けたたり、或いは酒の好きな人が赤い顔をして道路を歩いて居ると、ああいう先生じや困る。或いは独身の男と独身の女が恋愛關係に陥ることは、現在では恐らく何にも問題にならぬと思ひますが、昔はやはりそういうことは問題になつた。だから教育者、殊に義務教育諸学校に勤務する教員諸君が非常に束縛された状態にあつたといふことは、私も全く御同感であります。けれども、ね、その昔はそういう特別の待遇を受けて、先生はすべて聖人君子だと皆思つて居る。(笑聲)いわゆる三尺下つて師の影を踏まずですか、そういう扱いをして居た。(そんなこと嘘だよ)と呼ぶ者あり。ところが嘘です。本当ですよ。それは嘘です。全く嘘ですよ。が、そういうことを言つておつたのだね。(そう言つて欲しい)と呼ぶ者あり、(笑聲)ところが近頃はどうか、徹夜をして、大臣室に入り込んで局長室に入つて、事務機の上に土足で上つて威嚇する。私はね、労働争議として、今しているそういうことが許されておるなら、私はそれを決して咎めようとするものじやないのですよ。悪いと申上げて居るのじやない。労働争議の或る一つの方法として通常認められておるなら、私は決してそれは悪いと申上げておるのじやないけれども、一方において教育者に対して刑罰を以て臨むときは、到底許せないといふ……、これはやはり復古調ですね。逆

コースです。(笑聲、「逆コースといふことをどう考へられるのか」と呼ぶ者あり)そういう点少し話さ……(笑聲、「逆コースを認めて居るよ」と呼ぶ者あり)それで少し話が變になりましたが、(笑聲)平和教育のお話ございましたが、平和教育が悪いなどといふことを、誰も言う人はいないでしようね。これは無論誰もない。ただこういうスローガンみたいな言葉は、とかく特定の意味を持つておる。平和四原則とか、平和攻勢とか、私は平和憲法といふ言葉も、近頃は特別の意味を持つて居るのじやないかといふ気がする。

(それはあなたの論理ですよ)と呼ぶ者あり。まあちよつと私の頭が悪いのかも知れないけれども、(いいともいひとも)と呼ぶ者あり。もう少し待つて下さい。例えば学校の先生は、なぜ日本国憲法を守らなくちやいかんと、なぜこういうふうな説明しないのでしよう。若し仮に国民大多數の意思によつてこの憲法が改正されて、戦力を持つことが許された場合において、その人々は、我々は平和憲法を守るのだ、今度の憲法はいかんと言ふのでしようか。私はそういう特別なイデオロギーを持つとか、特別な誤解されるやうな言葉を使わないで、少くとも相手は小さいのだから、誤解をされないやうに、あなたがたは日本国憲法をよく守らなければならぬ、こういうふうな言葉を……(今日の憲法は平和といふ点が特色ですよ)と呼ぶ者あり。

それからその二法案の話が……(討論だよ)「討論じやない」「討論じやなければ自分のさつきの質問なんか滅茶苦茶じやないか」「多數で偏向するなよ」と呼ぶ者あり、須藤五郎君「私は

「邪魔しないでお答えを聞きますよ」と述べ、続いて二法案についての話でございましたが、これは先ほどたび／＼申し上げました通り、いわゆる法案ができたからといって、教員に何も刑罰を科する……、実態は教職することにあるのだから、法案ができたからといって、何も教員に刑罰が科せられるなんて、そんなことを考えるのは、私共失礼ですが、おかしいと思う。

○須藤五郎君 それから特別法のほうで今度は危険が生じます。

○参考人(河原春作君) それはそうです。特別法のほうは、私もさつき申し上げましたように、特別……学校の先生と同じような待遇をしておるのです。昭和二十二年ですが、国家公務員法ができた。その時分から今日まで過去問題もなしで来ておるのですから、私は別に大して問題はなからうと実は思っているわけでありました。

それから先ほどお話ありましたように、そのとき憲法改正の案でも出たときには、児童を通じて家庭に呼びかけて反対しろ……、それだけは欲しくないのです。これはこの教育法案と何も関係ないでしょう。関係ないかも知れないけれども、それではね、根本的に私共と教育の考え方が違ふのだから、どうも返事のしようがない。

それから汚職の問題が只今出ましたね。私は何です、大学の学生なら……、又大学の学生ならそんなこと聞くわけはないでしょう、自分で汚職は悪いと思つてゐるのだから……、小学校の教員……、小学校や中学校の子供は、やはり少し現実、余りに現実の生々しい問題と取組まないで欲しいと私は希望する。これはあなたがたのお考えと違ふかも知らんけれども、そういうような気がする。なぜかという、仮に汚職でどなたか引張られた、逮捕されて調べられた。一番で仮に裁判所で無罪になつたらどうしますか。二審へ行つて無罪になつたらどうしますか。そういう例はたくさんある。併し道義的責任において、政治家が堂々と論じて、そういう疑を受けたものはこの内閣においては、いかに、やめる、これは当然です。今の裁判所の判決を待つていたら、いつになつて切りがつくのかからない。政治家として私は当然だと思ふ。政治家としては当然だけれども、小学校や中学校の先生が、まだ罪のきまらないものに對して、あれは汚職だからいかにということはまあ先生が自制して、自願して本日は欲しい。仮にです、仮に、私がです、汚職事件で今日逮捕状が来た、私はそんな小さい子はないですけれども、小さい子が学校に行つてゐる、そういうときに、先生はどういう扱いをしたらいいと思ひますか。なんとか慰めて、童心を傷つけないように、将来を誤らしめないように、みんなをなだめて、あの子は気の毒なんだから、そういうことは成るべく言わないようにして、あの子を立派な人間にしてやつて欲しいと、ほかの子供を教えるのが先生でしょう。その先生が、汚職だから、汚職だから罪なんだということを言ふのは私はどうかと思ふ。

○須藤五郎君 政治家の汚職が悪いというのが問題ですね、小林さんの。お二人のお答えを求めたい。

○公述人(小林武君) 戦前に教育勅語があつて、それについてのお話でござ

いましたけれども、今はもうないから、そのことはもう大して問題は無い、心配はないと思ひますが、ただ私は、やはり戦前にあつた或る一つの束縛というものが、そういうものが、今度のこの法律ができることによつて離れて来るということを非常に恐れるのであります。私もやはり教員をやつておつて、私の実例を申し上げて甚だ申訳ありませんが、教員になりたてのときで

ありました。歴史の授業を町の研究授業でやらされて、丁度そのときに新田義貞が鶴を海の中に投げるところの挿絵をやつた。稲村ヶ崎で鶴を投げる挿絵がある。私はなりたての頃は、やでございまして、みんな見て下さるので大変切つたまではよかつたのですが、その挿絵をい／＼取扱うときに、これは鶴を投げたから水が引いたんじやない、新田義貞というのはえらい一方の大將だつたから、丁度潮干鰯のあれを知つておつて、士気を鼓舞するために鶴を投じたのだ、それが丁度あれして、兵隊もそれに非常に力を得て戦つた、こうやつたのであります。そうしたら、非常に皆さんから叱られまして、神国日本、こう言う。それで、そのとき、小学校の教育で国史を扱う場合には二つの見方がある、純正な史学の上に立つ純正史観、それから応用的な歴史観、応用史観というものがある、少くともこれを教えるときには、応用する、応用史観でなくちやならん、お前は本當のことを余り言ひ過ぎるというので大變叱られました。ですが、こういう非常に束縛下における教育というのはむしろかすかすと思ふのです。これは平和問題、平和問題の教育になりますという、私は平和とい

うことを言つて悪いことではないと思ふのです。これは大臣も認めて、私どもに平和教育をやつてよろしい、こういうことをおつしやつた。これは間違いないと思ひます。今のような話で、この平和教育という問題は非常にむずかしいことになつて思ふのです。併し、教育基本法にも明かでありまして、憲法にも明かかと思ひます。そこで本當に平和ということを知りたてに動を通過してやるということになれば、私はここに至つて、良心的であればあるほど動揺する。そういう点で非常に心配があるのでございまして、この点については、やはりこの二法案といふものは非常にまずい法律じやないかといふふうにか考へるわけでありました。

それから汚職の問題でございまして、私は汚職の問題では、やはり生徒がそういう質問をしたという場合において、対象を考えなくちやならん。どんな一生生徒なんだ。まさか小学校の一年生がそんな馬鹿なことを聞きはせんと思ひますが、対象を考えてやはり話をしなくちやいかん。だけれども、私は、この中でもやはりこれを聞いて、何と言ひますか、刺激的なあれで以てやるというとはいへん。子供の成長の段階に應じたものでなくちやいかん。少くとも、その中においては、汚職をするというところは悪いことであると言つても、それを特定の誰かを挙げて、更にそれをどうするのだ、断固何とかするといふようなやり方の教育というものは、これはやはり教師として相当考慮を要するのであります。その建前は、はつきり教師として日常活

動にやらなければやはり駄目だと思ふのであります。

○鈴木幸弘君 ちよつと木村委員の質問に關連したことで、言葉尻を捉えて言つたものでなくて、やはり真実でないと思つたものですから伺いたいです。日教組の専従職員の問題でござい

ますが、これは法律的には単位団体であるものに専従職員があつて、府県単位までは専従職員というものは置き得ると思ひますが、中央の日教組におきましては、恐らく実際には府県なり市町村の専従職員として認められた者が出張した形で日教組におるじやないかと考へておりましたが、あなたは今日教組の場合の専従職員であつて、届出を済ましておるということでごさ

いた。○公述人(小林武君) 只今おつしやる通りであります。私の例を申せば、私は北海道のあれで許されております。道で許されております。条例がそのようになつております。これは教育委員会の了解を十分得ております。

〔委員長退席、理事鈴木幸弘君着席〕

その形において私は日教組の専従職員として出て来ておるわけでありまして、日教組としてというようなことはそうではありせん。

○岡三郎君 河原先生に一つお伺いたいのですが、昨年の十月二十五日の朝日新聞に出ていた吉田首相の特使としての池田氏が米国のロバートソン國務次官補との会談談話録中に、「会談当事者、二人です。」「は、十分とまではいえないにしても、ともかく日本で防衛力といふものを作つただけでは



なく、これを維持するために今後数年間にわたり相当額の軍事援助が必要であることに同意した。」又「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長すること、教育の中立に同意した。日本政府は教育および広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任を持つものである」という内容のあることが報道されておるわけである。前項の軍事と後項の自衛という二つの言葉を対照すれば、後項に言うところが再軍備促進のために政府の権力を用いて教育を左右する意味であること、このことに一点の疑をこれからは差映むことができないと思う。そこで日教組の再軍備反対を一方的と非難する答申案の起草者であるあなたは何故このような会談内容に同意した人たちの措置を教育の中立侵害として非難しないのかどうか、この点が第一、御自身の態度が一方的ではないかと私は思うのである。

それからサンデー毎日の二月七日号の報ずるところによれば、静岡の研究大会で長崎の小学校の先生が木村保安庁長官を歓迎するために生徒に日の丸を持たせ軍歌を歌わせるように強要された事実が報告されております。これはその他にも書いてありますが、この法律のごとくであれば、明らかに学校教育が再軍備政策に協力すべく強制されておるわけであるかと思うのであります。これこそ私は政治的であり、一方的であるかと思うのですが、答申案にはこのような出来事が一言も言及されておられません。つまり答申案によれば、再軍備政策に協力する者は教育の

政治的中立を守らしむることになるが、再軍備政策に反対することだけが教育の中立性を破ることであるとの結論に達するのであります。言い換えると、教育の中立というものは再軍備に協力することであるというわけになるわけでありますが、この点についてなぜ答申案にこういったものを言及されることがなかつたのか。その点と、それからもう一点は、以上のような問題から考へて、現在の政府がこの教育二法案を重要政策である、重要法案であると言つてゐるのは、（「それは言つていない」と呼ぶ者あり）防衛二法案、MSA、（「幹事長は言つてゐるじやないか」と呼ぶ者あり）警察法案と、これははつきり言つてゐるわけなんです。これはさうでないと自由党のかたが言つてゐるのに私は驚いてゐるわけですが、まあ明確にさういふふうに出てゐるわけですね。さういふふうな法案との関連から言つて、この教育二法案自体が将来防衛二法案なり、MSA援助等と関連して日本の憲法改正なり、或いは再軍備を強行しようとするところの意図から出てゐるというふうな我々とはられるかと思つてゐるのです。

〔理事 鶴木幸弘君退席、委員長着席〕

さういふふうな点について、さうでなければさうでない、さうであるならばさうである、御見解を承りたいと思つてゐるのです。以上について更にあと一点この御返答によつて御質疑をしたいと思つてゐるのです。

○公述人（河原春作君） 十月二十五日の朝日新聞、サンデー毎日というふうなお話ですが、私実は両方とも讀んでいないのですがね。朝日は大抵讀んで

いるつもりなんです、その当時余り関心が、私はさういふ会談があつたという話は知つておられますけれども、内容は知りません。その当時まだ私それほど深い関心を持つてゐなかつたのです、その問題についてね。十月でしよう。だから一月頃から成るべく新聞も雑誌も関連した内容のものは讀むようにしてありましたが、その前は、それは不勉強で、何も実は讀んでゐないのです。従つてあなたがそこで長い間お説みになつたものに対して私がすぐ返事を申し上げるということはお断りできないわけですね。これはまあ悪しからず御了解願ひたいと思つてゐるのです。

それから政府のほうで教育が重要法案だとか、重要法案でないとかいふ問題があるやうですけれども、これは政府にお尋ね下さるので、私から御返事申し上げるべき筋合ひもないと思つてゐるのじやないのです。

○公述人（河原春作君） ちよつと待つて下さい。すつかり済んでからね（笑聲）

それから答申案について、再軍備を基としたファツシヨ的な文教政策から子供を守るために云々という言葉を書きながら、なぜそのときにさういふ問題を扱わないかというお話がありました。さうでございませうね、大体。

○岡三郎君 さうです。

○公述人（河原春作君） ところがさつき私申し上げました通り、この委員会としては最も正確な資料を基礎として判断を下すべきものだといふ、私のそれは基本方針なんです。で、朝日新聞、毎日新聞の記事を間違つておるなどということを申し上げるわけじや決してあ

りませんけれども、私の良心として公文書、それに準すべきものでなければ資料として扱わないという、それは私の固い決心なんです。従つて偏向教育の事例なんかも二つや三つ知らんことではないけれども、それはもう全然採上げなかつた。採上げたのは前に申しました通り、日教組から頂いたところの大会の議案、方針と、それから日本の教育、それ二冊だけあります。従つてさういふ問題を答申に採上げなかつたということについては御了解を願へるだらうと思ひます。

それからこの再軍備云々という、その答申案の内容と、今回の二法案との間に全然一致してゐるわけじやないのです。この答申案について我々が、少くとも私が考へてゐることが即ちこの二法案であるとは申せない。大体似合つてゐる、途で食い違ひはあるわけですが、これで読めばもう少し広がるわけなんです。この答申案で読めば、もう少し広く何らかの措置をとつてもいいやうに受取れるのです。實際為政者としては刑罰を科するような場合においては、その範圍はできるだけ減少しなければならんし、成るべく具體的な事実でなければならん。その点については答申案は少し何と言ひますか、荒つぽいと申しますか、広いと言ひますか。無論法律案を作るつもりで答申案を作つたのじやないのですから、さういふ食い違ひがあることは、それは間違ひないと思ひます。なお御質問ありましたら……。

○吉田萬次君 私は小林さんに簡単に「岡三郎君「先ほど言つておいた。鶴木議長のとくに委員長に言つておいた。ちよつと困るなあ」と述べた。あ、さうです。○岡三郎君 今のお答で、知らなかつたという点についてそれ以上言えなかつたことと思うのですが、仮にそれならば、今言つたやうな池田・ロバートソン会談というものが、これは新聞に報じられてゐるわけですが、これは嘘のことだとは思ひませんが、さういつた事実、或いは木村保安庁長官歓迎の日の丸、或いはさういふ点について、さういふことが仮に事実であつたとするならば、さういふふうな点についての御感想はどうですか。

○公述人（河原春作君） その前の池田・ロバートソン会談のほうは、あなたはそこに本をお持ちになつていて、すつかり讀んでおられるからわかるけれども、私は何もおられないから、まだその点については御返事のしようがない。それから、木村長官を迎へるのに日の丸を持つて君が代を歌う私はさういふことをすべきものじやないと思ひますね、少くとも今日の時代においては、たかが大臣、たかがと言つては悪い、取消します。（笑聲）大臣が来たからといつて、日の丸の旗を持つて君が代を歌うのは言語道断だと思ひます。本當を言へば学校長なんか熱成にしてもらひが、（笑聲）私はさういふことは不賛成です。

○吉田萬次君 私は……（委員長、委員長と呼ぶ者あり）○委員長（川村松助君） どなたにも不公平にやらして下さい。（岡三郎君）ちよつと困るなあ」と述べた。どなたにも

満足行くようには許されません。全くどちらにも私は不公平にやつていると思つてゐるのでございます。(笑聲)となたも御不満のあることは承知しております。(不公平にやつてゐるとは正に名答弁だ)「誰にもだよ」と呼ぶ者あり)

○吉田萬次君 私は小林さんにちよつとお伺ひいたしますが、小林さんは日教組の中央執行委員長という立場でおいでになつたと考えますが、あなたは先ほど河原先生の御答弁か或いは供述の中にありましたが、宇治山田のあの決議というものについてよく御了承になつており、又それを是認しておられると私は思うのであります。併しなから今日の場合、あなたの心境として、この問題をなお且つ是認しておられますかどうか、当然と認められましかどうかということだけお承りしておきたい。

○公述人(小林武君) 宇治山田の決議を現在認めてゐるかというふうな大變漠然とした質問でちよつと申上げにくいのでありますけれども、大会で決定したことは、これは組合としては守らなくちやいかん。若し誤りがあれば次期大会においてこれを是正しなくちやいかん。その間において直すということとはできないわけでありませう。

そこで今後の運動方針とどのように差があるかというようなことは、これはまあ今盛んに考へておりますけれども、ちよつと今そういう点について申上げられませんか。

○吉田萬次君 あのとこの決議というものは適當なものであるということをお考へになつておるかどうかということをお承りしたいのです。

○公述人(小林武君) 適當であるかどうかというお話でございますけれども、私は基本的なものの考え方にはさう何か狂ひはないと思つてゐるのであります。というのは、私の考えは、日教組は、先ほども私、皆様申訳だというふうな意味のことをおつしやいましたけれども、日教組は政治的な団体に變貌しつゝあるというふうなやり方をとつてはならないと思つてゐるわけです。私は併しその活動の方法、運動の方法等において、いろいろそれは問題はあ

ると思ふ。そういう点については私どもはいろいろ考へて反省しなくちやいかんということが、私どもの地方の代表を含めた反省の会において決定したわけでありませう。そうして甲府の中央委員会等におきましてもこれが、その反省が認められたわけでありませう。執行部並びに地方の代表者も入つてやつたところの反省が、先ほどお話しの中に途中で併し新聞にうちの書記長が發表して、この間の反省は全然あれは嘘だというふうなことを言つたというふうな、そういうことはないのであります。我々の活動のいろいろの面において反省することを否定したわけでありませう。但し根本的に教員の狙つておる、教員組合がどのような綱領によつてどうしてやつておるかというふうな点についての偏向というもの、私はこれはないものだと思ひます。

○加賀山之雄君 時間も大變経つておりますので極く簡単に、本日はお二方から大變有益なお話を聞いて大變有難うございました。小林さんに一言伺ひたいのですが、先ほど来ちよつとお話しておつた平和憲法という問題です、これは誰が考へたつて悪い道理は

ない。平和憲法と言ひ、平和教育、こ

ういう言葉が非常に多く使われておるやうでございます。で、日本中で恐らく戦争がよいものだといふふう

に思つておる人は一人もないだらう。殊に子供といふものは大體平和なものなん

で、その子供に特に平和教育といつて言わなきゃならぬということになる

過去において、過去というのは極めて最近のことでありませうが、戦前の教育において日本の教師がやはり何と言

いますか、教育の立場からやはり非常に誤りを犯したということ、この反省が非常に強いわけでありませう。そう

い立場でやはり今度の憲法並びに教育基本法に謳われてゐる平和というもの

に對する考え方というものは、非常に激烈なものがあると思ふのです。これは

教育と謳わないといけない、こ

ういう意味でございますか。その点一つもう一度恐れ入りますが、おつしやつて頂

きたいと思ひます。

それからもう一つ、国家權力を代行する公務員とは違ふので、教師は大變違ふから、一般公務員の上に置くといふことはいけないと言われたが、併し教育の特殊性といふことは飽くまでもお認めになるだらうと思ふので、教育職員として教育の特殊性からして来る一つの制限、例えばこれは公職選挙法

立であるとか私立とかいうものは、その一段下の属性に過ぎない。そういう点から言えば区別すべきではない、かように私は愚考するわけでありすが、御意見を承わらして頂きたいと思ひます。

○公述人(小林武君) 平和に対して日本の教師が特に強く感じておること、又責任を感じておること、先ほど申し上げた通りでございます。而もまだこの憲法が出、それから教育基本法が出てから年月も経つておりませんし、本当に日本の若い世代が平和な民主的な国家を作る形成者となるのにはまだ基礎ができておらないのであります。教師はやはり過去を思い合して、熱情を傾けてやらなければならぬという考えが一つ、もう一つはやはり平和というものが平和の中において、やはり極めて平和な環境の中においてやられる場合においては、これは比較的何と言いますか、表に常に出て来ないのでありますけれども、今のいろいろな国際的な事情を見ましても、何か平和に対する一つの不安がある。そういう中において日本人たちはなかく平和という問題をつかり守つて、而も平和な日本の国を作るといふことは容易でないのだというところ、そのことはやはり強調面が私には出て来ているのではないかと、又世間がそういう立場から特に日教組の平和教育というものを注視しておるのではないかというふうに考えるわけでございます。

それから教育の特殊性について政治的に特に教師として考えるところはなにかという御質問でございますが、私は御指摘の通りです。基本法によつて

示された教育者としてのいわゆる学校という一つの営み、教育という一つの営みの中に、そういう特定政党の宣伝や何かを持ち込むような教育は絶対あつてはならないということを考へております。即ち教育基本法第八條を本當に教師は良心的に守らなければならぬと、こう考へております。

○公述人(河原肇君) 只今加賀山さんから御質問ございました点、誠に御尤もなことだと思ひます。従つて教育基本法第八條第二項の対象となるものは、勿論官公私を通じて適用を受けるわけでありすが、併しながら教育公務員は、その名の示す通り、一方において公務員であつて、国民の租税、或いはその地方団体の租税によつてその給料を支弁されているものであるし、國家に対して、公共団体に対して、特別の又職務を負担しているんであります。が、私立学校のほうは、そういうことは、私から私立と官公立では多少無論扱いを異にしておつた。その基本においては、先ほど申す通り教育基本法第八條第二項を適用する点においては、官公私には平等であります。ただこれに特別な義務、特別な手段を加えるというふうな場合においては、公務員と民間人とはやはり多少区別するほうが至当ではなからうか。恐らくこういう趣旨でこの法案ができてゐるんだらうと思ひます。私は無論それに異存はありません。なお義務教育諸学校における教育の政治的中立確保に関する法律のほうは、これは官公私を通じてこの法律の適用があるわけでありすが、と思ひます。

○榎本幸弘君 議事進行。大分遅くなりましたが、どうでしょうか。

○委員長(川村松助君) まだどの委員もお尋ねしたいこともあるかも知れませんが、半面先生がたにも余り長い時間御迷惑を煩わすのも不本意でありますので、この程度で散会して御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないようでありますから、これを以て散会いたします。

午後一時二十三分散会